

平成26年10月17日

板橋区立小学校PTA連合会御中

株式会社保険サービス
03-5944-7888

行事参加者にかかわる「普通傷害保険」お見積書

拝啓 弊社業務につきましては格別のご高配を賜り有難く厚く御礼申し上げます。
さて早速ですが、保険料お見積りにつき下記のとおりご案内致しますので、
ご検討のうえ、ご用命賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

【お見積り内容】

保険種目	:	行事（レクリエーション）参加者の傷害危険補償特約付普通傷害保険
払込方法	:	一時払
保険期間	:	平成 26 年 11 月 9 日から 平成 26 年 11 月 9 日まで 1 日間
開催日数	:	1日
被保険者数	:	60人
死亡・後遺障害保険金額	:	<u>560.6 万円</u> (1名分) 33,636.0 万円 (全員分)
入院保険金日額	:	<u>3,000 円</u> (1名分) 180,000 円 (全員分)
通院保険金日額	:	<u>1,500 円</u> (1名分) 90,000 円 (全員分)

各種特約・割増引	:	条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約 往復途上傷害危険補償特約
行事	:	つな引き

お見積り保険料	:	1,800 円 (1人30円)
---------	---	-----------------

(ご注意)

本見積書は補償する金額や範囲、保険料の概要をご説明したものです。
補償内容の詳細は、傷害保険普通保険約款、各特約によりますので、
取扱代理店にお問い合わせください。

以上

立ちどまらない保険。

MS&AD あいおいニッセイ同和損保

レクリエーション行事安全対策の一環として

レクリエーション傷害保険のご案内

運動会・野球大会・バレーボール大会など、レクリエーションは楽しいものです。でも、万一参加者がケガをしたら……。主催者の皆さまには、いろいろとご苦労も多いことと存じます。当社は皆さまのレクリエーション行事をより楽しいものにしていただくことを願って、この保険を企画させていただきました。

この保険の仕組み

この保険はレクリエーション行事主催者が保険契約者となり、レクリエーション行事参加者を一括してご契約いただく仕組みをとっております。

レクリエーション行事に参加する方全員を被保険者（補償の対象となる方）とし、それらの方が行事参加中に被る傷害（「ケガ」といいます）のみを補償する団体契約となります。

この保険の内容

この保険はレクリエーション行事参加者がレクリエーション行事参加中に万一ケガをされた場合に保険金をお支払いします。

- 例えば ●運動会で転倒し、骨折した。
●野球大会でボールが頭にあたり、大ケガをした。
●バレーボール大会でレシーブに失敗し、骨折した。

注1. 「レクリエーション行事参加中」とは、レクリエーション行事に参加するため所定の場所に集合したときから、所定の解散地で解散するまでの間で、かつ責任者の管理下にある間をいいます。なお、往復途上のケガは、参加者が住居を出発する前に既に参加者名が名簿等で確定しており、かつ行事開催日および場所が活動計画表により確定している場合に限ってお支払いの対象とすることができます（往復途上のケガをお支払いの対象とするためには、特約をセットする必要がありますので、ご契約時にお申し出ください）。

注2. 宿泊（車中泊を含む）を前提とする行事（キャンプ、合宿等）の場合、この保険ではお引き受けできません。国内旅行傷害保険などをご利用ください。

注3. 参加者の本来の職業または興行として行われる行事や専修学校、各種学校、または職業訓練校の講義、実習、演習、実技等として行われる行事は、この保険ではお引き受けできません。

